CREロジスティクスファンド投資法人

2026年9月29日

投資主各位

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人
執行役員　　伊藤　毅

第８回投資主総会決議結果の概要（ご参考）

１．投資主総会が開催された年月日
2026年9月29日

２．決議事項の内容
第１号議案　　規約一部変更の件

第２号議案　　執行役員１名選任の件
執行役員として岡武志を選任する。

第３号議案　　補欠執行役員１名選任の件
補欠執行役員として近藤健を選任する。

第４号議案　　監督役員２名選任の件
監督役員として磯部健介及び中村健一の２名を選任する。

第５号議案　　補欠監督役員１名選任の件
補欠監督役員として中尾彩子を選任する。

３．決議事項に対する賛成及び反対の意思の表示に係る議決権の数並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	賛成率	決議結果
第１号議案	535,635	74,655	87.8%	可決
第２号議案	527,807	82,482	86.5%	可決
第３号議案	527,419	82,871	86.4%	可決
第４号議案　磯部健介	604,714	5,472	99.1%	可決
中村健一	604,781	5,508	99.1%	可決
第５号議案	609,767	523	99.9%	可決

（注１）各議案の賛成率については、本投資主総会前営業日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成（注）に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計数を、出席投資主の議決権総数（みなし賛成（注）による出席を含みます）610,330個で除した数値の小数第２位を四捨五入して記載しています。

（注２）第１号議案は、みなし賛成による出席を含め、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の３分の２以上の賛成をもって可決としています。

（注３）第２号乃至第５号議案は、みなし賛成による出席を含め、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決としています。

４．本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否が確認できない議決権数の取扱いについて

本投資主総会前営業日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたもの、並びにみなし賛成（注）に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計により、決議事項の可決が明らかになったため、本投資主総会当日出席の投資主の議決権数のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権の数は、賛成数及び反対数のいずれにも加算していません。

（注）投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第１項に基づき、本投資法人の規約第 15 条において「みなし賛成」に関する規定を以下のとおり定めています。

規約 第 15 条（みなし賛成）

１．投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

２．前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

３．前２項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から２週間以内に、総発行済投資口の 100 分の１以上の投資口を６か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。

(1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任

(2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約

(3) 解散

(4) 投資口の併合

(5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除

(6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認

４．第１項及び第２項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

以上